

東京都立青山高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) 学校は「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、その学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという社会全体の課題であると受け止め、次の方策を行っていく。

(2) いじめの防止

学校いじめ対策委員会を常設し、必要に応じて学校サポートチームを設置するとともに、いじめに関する研修・授業を通して教職員・生徒の意識を向上させ、担任をはじめとする相談体制の整備を図り、生徒の集団の一員としての自覚と自信そしてストレスへの対応力・コミュニケーション能力を育む授業づくり・集団づくりを行う。

(3) 早期発見

「学校生活調査」を年3回実施、定例の学校いじめ対策委員会での情報共有、産婦人科医（校医）及び健康相談員、養護教諭、スクールカウンセラー、担任による定期的な個人面接を通していじめの早期発見を図る。いじめ発見のチェックシートを活用するなど生徒の示す変化や危険信号を見逃さないよう努める。

(4) いじめに対する措置

いじめが発見された場合、正しい情報を集め、学校いじめ対策委員会を核とした指導・支援体制を組む。いじめられた生徒、いじめた生徒、いじめを見ていた生徒に対する指導・支援を的確に行う。また、学校ポータルサイト等により迅速かつ正確に保護者への情報提供を行って、家庭と連携した対応をとるとともに、適宜、関係機関と連携して多角的に対応できるよう努める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本的考え方に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめと疑われる事案が発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、校内の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。

イ 所掌事項

(1) いじめの防止

(2) 早期発見

(3) いじめに対する措置

ウ 原則として、年3回程度開催する。必要に応じて校長が召集する。

エ 委員構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、校長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、副校長をもって充てる。
- (4) 委員は、生徒部主任、学年主任、校長が指名する教職員、スクールカウンセラー、及び外部委員により構成する。
- (5) 外部委員は、特別支援教育推進委員会の外部委員と兼ねる。

4 学校サポートチーム

ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進める。

イ 所掌事項

- (1) 学校内外での問題行動の把握
- (2) 家庭、地域、関係諸機関との連携
- (3) 問題行動の予防及び重大事態への対処

ウ 会議

原則として、年2回程度開催する。必要に応じて校長が召集する。

エ 委員構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、校長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、副校長をもって充てる。
- (4) 委員は、生徒部主任、広報部主任、校長が指名する教職員・外部の専門家等により構成する。

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 道德教育の充実

「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操と道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ わかる授業による学習意欲の向上

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をすることで、学力向上や生徒指導上の諸問題の未然防止に努める。また、チャイム始業や正しい姿勢を身に付けさせ、基本的生活習慣の定着に努める。

ウ 地域との連携

地域の諸団体との連携を通して社会との交流、世代を超えた人との交流を図り、社会に一員としての意識を高めていく。自己有用感を感じさせるとともに責任感を育てる。

(2) 早期発見のための取組

ア 学校生活調査の実施

年3回学校生活調査をwebアンケートにより実施する。

イ スクールカウンセラーによる全員面接の実施

新年度入学生にスクールカウンセラーによる全員面接を行い、実態を把握する。

ウ 産婦人科医、健康相談員による相談と助言

エ 定期的な個人面談の実施

担任による個人面談を実施し、生徒の状況把握に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応方針

学校いじめ対策委員会が、いじめと疑わしい事案については全て学校設置者や関係機関等と情報共有する。必要に応じて直ちに警察署や児童相談所に通報する。「重大な事態」と判断された場合には、学校の設置者の指示に従って必要な対応を取る。

イ 被害生徒の安全確保とケア

安全を確保し、プライバシーを守ること。保護者への迅速な連絡をし、教育的配慮のもとでケアや指導を行う。

ウ 加害生徒に対する指導

プライバシーを守るとともに適切な指導や関係機関等と連携した対応をとる。保護者への迅速な連絡を行う。教育的配慮のもとで指導していく。

エ いじめを伝えた生徒の安全確保

被害者だけでなく、いじめを伝えた生徒に被害が及ばないように常に見守る。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護

被害生徒の保護を第一とし、安全を確保する。

イ スクールカウンセラーの活用計画

被害生徒・加害生徒ともスクールカウンセラーとの面談を行い、教育相談センターや医療機関などと連携しながら指導していく。

ウ 加害生徒への働きかけ

警察とも連携し、迅速に対応する。

エ 保護者との連携

被害生徒・加害生徒とも保護者との連絡を密にとり、協力を得て両者に対する適切な指導や支援を行う。

6 教職員研修計画

(1) 職員会議等での校内研修

年1回程度実施する。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りや保護者会の活用

命の大切さ、いじめを許さない学校の方針を学校便りや保護者会で周知する。

(2) スクールカウンセラーによる保護者相談・カウンセラー便りの活用

生徒だけでなく、保護者のスクールカウンセラーの活用を進める。定期的なカウ

セラー便りの発行により、心のケアを行う。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用による取組

原宿警察署スクールサポーターとの連携を図る。

(2) 警察等との日常的な連携の在り方

常に連絡を取りながら、情報の共有を図る。

(3) 警察への通報の在り方

緊急な場合だけでなく、小さな事例でも相談するように努める。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止等に関する学校評価の方法

学校評価アンケートの項目に「いじめ防止」の対策について加える。

(2) 学校評価の項目、指標

いじめに対する学校の姿勢を評価する項目、指標とする。

(3) 基本方針の改善のための方策

学校評価の結果を踏まえ、PDCAサイクルを通した改善策を検討し、実行する。

本方針は、令和4年10月1日改訂